

**第15回 市民フラザ跡地複合施設 管理運営ワークショップ
プログラム**

資料1

日時：平成26年9月30日（火）14：00～16：00

場所：本庄市役所 職員厚生室

プログラム

時 間	内 容	備 考
～14:00	受付 ・ 2グループに分かれます	
14:00～14:05	(1) 今日の進め方【5分】	資料1
14:05～14:15	(2) 前回のふりかえり【10分】 ・ ワークショップのまとめ ・ なんでもアンケートのまとめ	資料2 資料3
14:15～14:20	(3) 今日のテーマに関するミニレクチャー【5分】 ・ 「パンフレットについて」	資料4
14:20～15:10	(4) グループワーク【50分】 テーマ『パンフレットについて』 ■手順 1. 個人作業（10分） 模造紙の項目に沿って、思いついた意見やアイデアを簡潔に付箋 に書き出します。（発言した意見やアイデアが議論の途中で消えて しまわないように書き出します） 2. 意見出し（30分） 全員が順番にグループ内で簡単に説明をしながら、付箋を模造紙 に貼ります。（同類の意見は、後でまとめやすいように近くに貼り ます） 3. グループ意見のまとめ（10分） 個々の意見を整理し、発表しやすいようにグループの意見として まとめます。 ■注意点 ・ 今日のリーダーを中心に話し合いを進めます ・ 全員が発言できるように配慮しましょう ・ 時間配分に気を付け、議論漏れがないようにしましょう ・ 適宜休憩を挟みながら進めましょう	
15:10～15:25	(5) 各グループからの発表（全体会）【15分】 ・ 各グループのリーダーが話し合いの過程や意見をまとめて発表し ます（1グループ7分程度で…） ・ 他グループの発表で疑問点があれば質問しましょう	
15:25～15:50	(6) 本庄市市民活動交流センターの設置及び管理に関する条例につ いて（報告）【25分】 ・ 9月の市議会定例会で可決された上記条例について報告します	資料5

15:50~16:00	<p>(7) 次回の予定、メンバーからのお知らせ、アンケート【10分】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 次回の課題について説明します（開催通知配布）・ メンバーからイベント等のお知らせがあればお願いします・ 「なんでもアンケート」への協力をお願いします	
-------------	--	--

	Aグループ	Bグループ
セレモニー	<ul style="list-style-type: none"> ・テーブルカット ・パネルディスカッション（テーマ例：本庄の未来） ・地元演奏家によるコンサート（多目的ホール） ・式典参加者 →利用が想定される人だけでなく、あるテーマに該当する人を募集し、招待する（例：施設オープン日生まれの人） ・昇降式ステージの活用（多目的ホール） →ステージ下から表彰者が登場し、表彰を行う 【補足情報】昇降式ステージは、フラットな状態から60cm程度昇降する 	<ul style="list-style-type: none"> ・オープニングで山車のお囃子 ・各地区の獅子舞（本庄地域に限る） ・オープン前から玄関前等で太鼓の演奏 ・挨拶は短く・少なめにしてほしい ・打ち上げ花火 ・イケメンコンテスト（スピーチ・インタビュー） ・ミス本庄 ・全体式典（セレモニー）と個別式典を区別して考えなければならない ・オープニングと人寄せのために芸能関係の方々に協力いただく（舞踊・民謡・フラダンス等）
イベント	<ul style="list-style-type: none"> ●来館者を増やすためにイベントも開催してほしい ・地元農家の野菜即売会 ・福祉作業所等のクッキーや食品の販売 ・地元土産品の販売 ・施設近隣のお店紹介 →施設を利用する際に、食事や買い物をしてもらいたいお店の展示やサービス品等の配布 	<p>当日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中高生による弁論大会（本庄の将来） ・小中高生による演奏会 ・はにぼん出演 ・婚活パーティー ・TVやラジオ等のメディアを呼ぶ（本庄ケーブルテレビ以外のメディアも） ・JAZZフェスティバル ・フラダンスショー ・市民による演劇 （まちの駅一座を作ったので、要望があれば出演します） ・食事サービスの提供（例：本庄のグルメ） ・合唱 →一般の方にも参加していただき合唱する（多目的ホール） ・芸能人による演芸、有名人に来ていただく（AKB48等） ・HNJ（本庄）48のお披露目 ・コンサート
		<p>オープン日以外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・等身大パネルの設置（例：日本ハムの大谷選手等） →顔を出して記念撮影が出来るパネルを作成し、設置する ・本庄市の偉人、埴保己一先生の展示 ・まちおこしとして、映画づくりコンテストの開催 →市内の様々な場所で、YouTube動画の撮影をしている人がいる。そういった方が撮影した映像を放映し、見られる場がほしい。 ・各小中高の絵画、書道、陶芸、写真等の展示 ・全国物産展 ・歌声喫茶 ・オープン記念事業として芸能関係の方に出演していただく ・オープニング記念『フラダンス大会』
施設紹介・機能PR	<ul style="list-style-type: none"> ●どんな部屋があり、どういった利用が出来るのかを紹介してほしい ・施設案内者の配置 →施設内の各所に案内板だけでなく案内者を配置し、各部屋の機能等について説明をする ・市内NPO等の団体PR（屋内大階段） ・利用団体の紹介（屋内大階段） →各団体の活動内容を紹介するモノを展示 ・チャリーディング（屋内大階段） ・カフェの無料開放（カフェ） ・お点前（和室） ・キッズルームの開放（キッズルーム） →来館した子供連れの親御さんが施設内を見学出来るよう、子供が遊びながら待てる場を提供する ・PRの放映（PRスペース） ・本庄市の動画の放映（PRスペース） →PRスペースはさまざまな方に多様な使い方をしてもらえないか（例：昔の本庄市の映像放映） ・セレモニーにおいて、昇降式ステージと移動観覧席の実演を行う（多目的ホール） ・本庄の歴史・観光のパネル展示（展示ホール） ・地元町内の祭り太鼓や獅子舞の披露（展示ホール） →山車を展示する可能性があるが、山車と併せて祭り囃子や獅子舞（台町自治会）の紹介を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・各部屋毎の案内 ・施設利用を希望する人達のために館内案内を行う →各部屋毎の利用人数や利用料等の説明をしてほしい
観光案内	<ul style="list-style-type: none"> ・市内にある富岡製糸場関連施設のPR 	<ul style="list-style-type: none"> ・絹産業遺産群と本庄市の関連遺産の展示 →富岡製糸場が世界遺産に登録されたので、関連したモノを展示する
はにぼん日本一記念	<ul style="list-style-type: none"> ●ゆるキャラグランプリではにぼんが日本一になっていると思うので、日本一を記念した催しを行ってほしい ・はにぼんグッズの展示・販売 ・はにぼんの歌をみんなで歌う ・はにぼんと遊ぶ、はにぼんと一緒に写真を撮る →子供達にも来館してもらうために、はにぼんと一緒に遊べる場を設ける 	
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・臨時駐車場を用意してほしい ・施設オープンを知らせるためのPR →各公民館や自治会館にポスターを貼る

第14回 市民フラザ跡地複合施設 管理運営ワークショップ なんでもアンケートのまとめ

1. 今日のワークショップについて

No.	メンバーの皆さんより	事務局より
1	<p>【感想】</p> <p>なかなかワークショップに参加出来なくて残念、申し訳なく思っています。回を重ねるごとに確実に具体的に出来上がって行くのでうれしいです。水曜午後は今後参加できると思いますので、宜しくお願い致します。</p>	<p>お忙しい中、ご参加いただきありがとうございます。オープンまで1年を切り、建設工事も順調に進んでいます。管理運営に関する詳細事項についても、これまでに皆さんからいただいた貴重なご意見やアイデアを参考にして、市役所内部での検討が進んでいます。</p> <p>ワークショップについては、無理のない範囲で参加していただければと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。</p>
2	<p>【感想】</p> <p>今日のオープン記念事業は色々出ていたがセレモニーイベントは長くない方が良い。</p> <p>【その他】</p> <p>市民活動推進団体は利用団体とイコールではないので、市民活動の団体を育成するために、現在市内で市民活動として活躍している団体はボランティア団体を含んで何団体くらいあるのか挙げてもらいたい。</p> <p>受益者負担と言うが、ボランティア団体のような方々の集会室利用（事業検討会議）などの団体利用の分け方が知りたい。</p>	<p>今回も本当に多くのアイデアをいただき、ありがとうございました。事務局側では思いも付かなかったアイデアもたくさん出していただきました。市民活動や市民交流を推進する施設に相応しいオープン記念事業を市民の皆さんと一緒に考えていきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>市内には様々な分野で活躍している団体が数多くあります。その活動が、自らの趣味や健康を目的としていたり、特定の人や団体をサポートする目的であったり、広く公共の利益を目的としていたり様々ですが、ほとんど全ての団体が市民自らの意思で自主的に活動している市民活動団体であり、好きな分野や得意な分野で、活き活きと活動する市民は、地域社会を元気にする源ではないかと考えています。目的は様々ですが、こんな活力を持った人や団体がこの施設に気軽に集まり、分け隔てなく利用することで、これまでになかった新たな取り組みが生まれるような、そんな交流施設を目指しています。</p> <p>また、使用料については、団体の活動目的や利用内容により区別することは考えていません。市の機関が利用する場合や市が共催する行事で利用する場合、小・中学校及び高等学校の児童・生徒が利用する場合についてのみ使用料を減額や免除をしますが、それ以外については、受益者負担の原則に沿って、使用料は負担していた</p>

		<p>だく方針です。</p> <p>【市民活動団体の数】</p> <ul style="list-style-type: none">○公民館登録団体：293団体○コミュニティ協議会推進団体：137団体○ボランティアセンター登録団体：65団体○NPO登録団体：43団体○インフォメーションセンター定期利用団体：7団体 <p>…等（※重複あり）</p> <p>その他、体育施設を主な活動場所としている団体や公共施設への登録はしていませんが、市内で活動している団体は多数あります。</p>
--	--	---

パンフレットについて

1. パンフレットの特徴

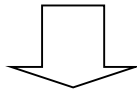
- ・24時間365日働く優秀な営業マン
- ・インターネットサイトの「見る」要素に加えて、「読む」「保管する」効果も併せ持つ

2. 魅力的なパンフレットとは

- ・施設に関する情報をあれもこれも何でも入れてしまって良いのか
- ・作り手の見せたい内容と読み手の知りたい情報が一致するパンフレットが理想

3. 制作の工程

- (1) 作成の目的を明確にする
- (2) 読み手が誰なのかを明確にする
- (3) 載せたい情報を決める
- (4) 載せる情報の順序（レイアウト）を決める
- (5) 的確なキャッチコピーやキャッチフレーズを考える
- (6) デザイン（ページ数、大きさや折り方、紙質、色等）を決定する



パンフレットが、施設と市民とを結ぶ架け橋となるように、様々なアイデアをよろしくお願ひします。

模造紙

パンフレットについて

検討項目	意見やアイデア
作成の目的は？	
ターゲットは？	
施設の特徴は？	
載せるべき内容は？ (市民が知りたい情報は？)	
ページ数や装丁等の構成の工夫は？ (紙の大きさや折り方、情報の掲載順序等…)	
その他何でも (キャッチコピー、情報の掲載順序、紙質、写真、色等…)	

本庄市市民活動交流センターの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 市民活動及び市民交流（以下「市民活動等」という。）を推進するとともに、市民と行政との協働によるまちづくりを促進し、地域社会の活性化を図るため、本庄市市民活動交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
本庄市市民活動交流センター	本庄市銀座1丁目1番1号

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 市民活動等に係る活動の場の提供に関すること。
- (2) 市民活動等に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 市民活動等に係る学習の機会の提供に関すること。
- (4) 市民活動等に係る相談に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要な業務に関すること。

(利用することができるもの)

第4条 センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を利用することができるものは、市内で市民活動等を行う個人又は法人その他の団体とする。

(休館日)

第5条 センターの休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

(利用時間)

第6条 施設等の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、当該利用時間を変更することができる。

(利用期間)

第7条 同一の利用者（次条第1項の許可を受けたものをいう。以下同じ。）が同一の施設等を連続して利用することができる期間は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、当該期間を変更することができる。

- (1) 団体ロッカー及び倉庫 利用を開始する日から当該年度の末日まで

(2) 前号に掲げるもの以外の施設等 7日

(利用の許可)

第8条 施設等を利用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、センターの管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用を許可しない。

(1) センターの設置目的に反するとき。

(2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第10条 利用者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又はセンターの管理上特に必要があるときは、利用の許可の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 利用の許可の条件又は職員の指示に従わないとき。

(2) 利用の許可の申請に偽りがあったとき。

(3) 使用料を納期限までに納付しないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 市は、前項の措置によって施設等の利用者に損害が生じることがあっても、その責めを負わない。

(使用料)

第12条 施設等の利用者は、別表及び規則に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用者の責めに帰することができない事由により、施設等を利用することができないとき。

(3) 利用者が使用料を納付した後、規則で定める日までに利用の許可の取消しの申出を行い、当該利用の許可の取消しを受けたとき。

(原状回復義務)

第15条 利用者は、施設等の利用を終了したときは、速やかに当該施設等を原状に復さなければならない。第11条第1項の規定により、利用の停止又は許可の取消しを受けたときも、同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、これに要した経費は、利用者の負担とする。

(損害賠償義務)

第16条 利用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第17条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合における当該指定管理者の指定の手續その他センターの指定管理者による管理に関し必要な事項は、この条例に定めるもののほか、本庄市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例（平成18年本庄市条例第65号）の規定によるものとする。

3 第1項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、当該指定管理者は、第5条から第7条までの規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に休館日を定め、若しくは休館日に開館し、又は利用時間若しくは利用期間を変更することができる。

(指定管理者の業務)

第18条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

(1) 第3条に規定する業務

(2) 施設等の利用の許可等に関する業務

(3) 施設等の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上、市長が必要と認める業務

2 指定管理者が前項に規定する業務を行う場合における第8条、第9条、第11条第1項、第14条第1号及び第15条第2項の規定の適用については、こ

これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

- 3 市長は、前条第1項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、別に定めるところにより、当該指定管理者に、第1項第1号の業務について市民の意見を反映させるための必要な措置を講じさせなければならない。
(利用料金)

第19条 市長は、第17条第1項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第12条の規定にかかわらず、法第244条の2第8項の規定に基づき、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させるものとする。

- 2 利用料金の額は、別表及び規則に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。
3 市長は、前項の規定により指定管理者が利用料金の額を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。
4 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、免除し、又は全部若しくは一部を還付することができる。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年6月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日前になされた第8条、第9条及び第11条から第14条までに規定する利用の許可等に関する手続は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第12条関係）

	名称	利用の単位	使用料
1	多目的ホール	1 時間	6 5 0 円
2	展示ホール		3 8 0 円
3	活動室 A		1 4 0 円
4	活動室 B		1 4 0 円
5	活動室 C		1 0 0 円
6	活動室 D		1 4 0 円
7	活動室 E		2 0 0 円
8	活動室 F		1 4 0 円

9	活動室G		140円
10	フィットネスルーム		220円
11	キッチンスタジオ		150円
12	IT活動室		230円
13	アトリエ		140円
14	音楽スタジオA		170円
15	音楽スタジオB		110円
16	和室		110円
17	控室A		30円
18	控室B		30円
19	団体ロッカー(大)	1月(1区画)	800円
20	団体ロッカー(中)		400円
21	団体ロッカー(小)		200円
22	倉庫	1月(1㎡)	2,100円

備考

- 1 1から18までの利用時間は、午前9時から始まる1時間ごとの区分とする。
- 2 1月とは、月の初日からその月の末日までの期間をいう。
- 3 19から22までの使用料は、利用期間が1月に満たない場合であっても、1月の使用をしたものとみなす。
- 4 営利目的で利用する場合の使用料は、所定の金額の100分の200に相当する額とする。
- 5 本庄市、深谷市、美里町、神川町及び上里町に住所を有する者又は通勤・通学している者以外が利用する場合の使用料は、所定の金額の100分の200に相当する額とする。
- 6 備考4及び5のいずれにも該当する場合の使用料は、所定の金額の100分の400に相当する額とする。